

令和8年度 漂着ごみ実態調査 委託仕様書

1 業務の目的

海ごみの削減施策を立案し展開をするためには、漂着ごみの実態把握が必要であるとともに、削減の施策の効果検証について、継続的に調査をすることが必要である。

このため、本調査では、岡山県内における漂着ごみの実態把握を目的とし、県内3か所において継続的に回収・調査を行い、他127か所において、漂着ごみの目視によるモニタリング調査を行う。

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 回収・組成調査(3地点)

ア 調査地点

別添1及び別添2のとおり

イ 調査回数

各地点、年に一回とする。

ウ 実施時期

季節的な条件、潮の干満等の状況を勘案し、危険等の少ない日を決定する。

エ 調査方法

調査箇所として選定した海岸において、汀線方向の幅を50mとして、調査時の海岸汀線から海岸の後背地までの間を調査範囲として、範囲内に漂着しているごみを回収するとともに、別紙「漂着ごみの分類表」に従って、測定し、記録する。

(詳細は「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」を参照)

また、それ以外の同一の自然海岸内にある漂着ごみに関しては調査対象ではないが、幅50mの範囲内の植生内に大量のごみが見受けられる場合等には、植生等に配慮しながら回収する。

オ 回収したごみの処理

調査のため回収した漂着ごみについては、関係法令に則り、調査箇所における自治体の指示に従い、処理費用の負担も含め適切に処理を行う。

カ 地元中高生等との連携

3地点のうち1地点以上の調査にあっては、地元中高生等と連携して調査を行うこととし、海岸漂着物の回収や分別等を体験してもらうなどして、海ごみ問題に対する興味や関心の向上に努めること。

(2) 目視によるモニタリング調査(127地点)

ア 調査地点

別添1及び「令和7年度漂着ごみ回収・調査結果報告書」を基に、回収・組成調査を行う3地点を除く既存の87地点に加え、新たに40地点を選定すること。

なお、新規地点については、交通手段が限られること、事前情報と実際の地形が異なることなど、調査地点選定が困難な場合は、協議の上、対象とする地点を変更する場合がある。

イ 調査回数

各地点、年に一回とする。

ウ 実施時期

季節的な条件、潮の干満等の状況を勘案し、危険等の少ない日を決定する。

エ 調査方法

「水辺の散乱ゴミの指標評価手法マニュアル」に基づき、調査区域を設定し、目視及び写真撮影でごみ量等の評価を行う。

(3) 調査報告

ア 集計・分析方法

- ・ 回収・組成調査の結果については、「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に従いとりまとめること。
- ・ 目視によるモニタリング調査の結果については、「水辺の散乱ゴミ指標評価手法マニュアル」のランク表に基づき各地点をランク付けし、地図上に配置して可視化したものを作成すること。
- ・ 業務報告書とは別に、回収・組成調査及び目視によるモニタリング調査の結果を分析し、県民向けの公表資料としてまとめた調査報告書（Word 及び PDF 形式）を作成すること。

イ 成果品の提出

- ・ 業務報告書、調査報告書及び各種電子データを納品すること。

4 その他

(1) 第三者への委託

受託者は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ県の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

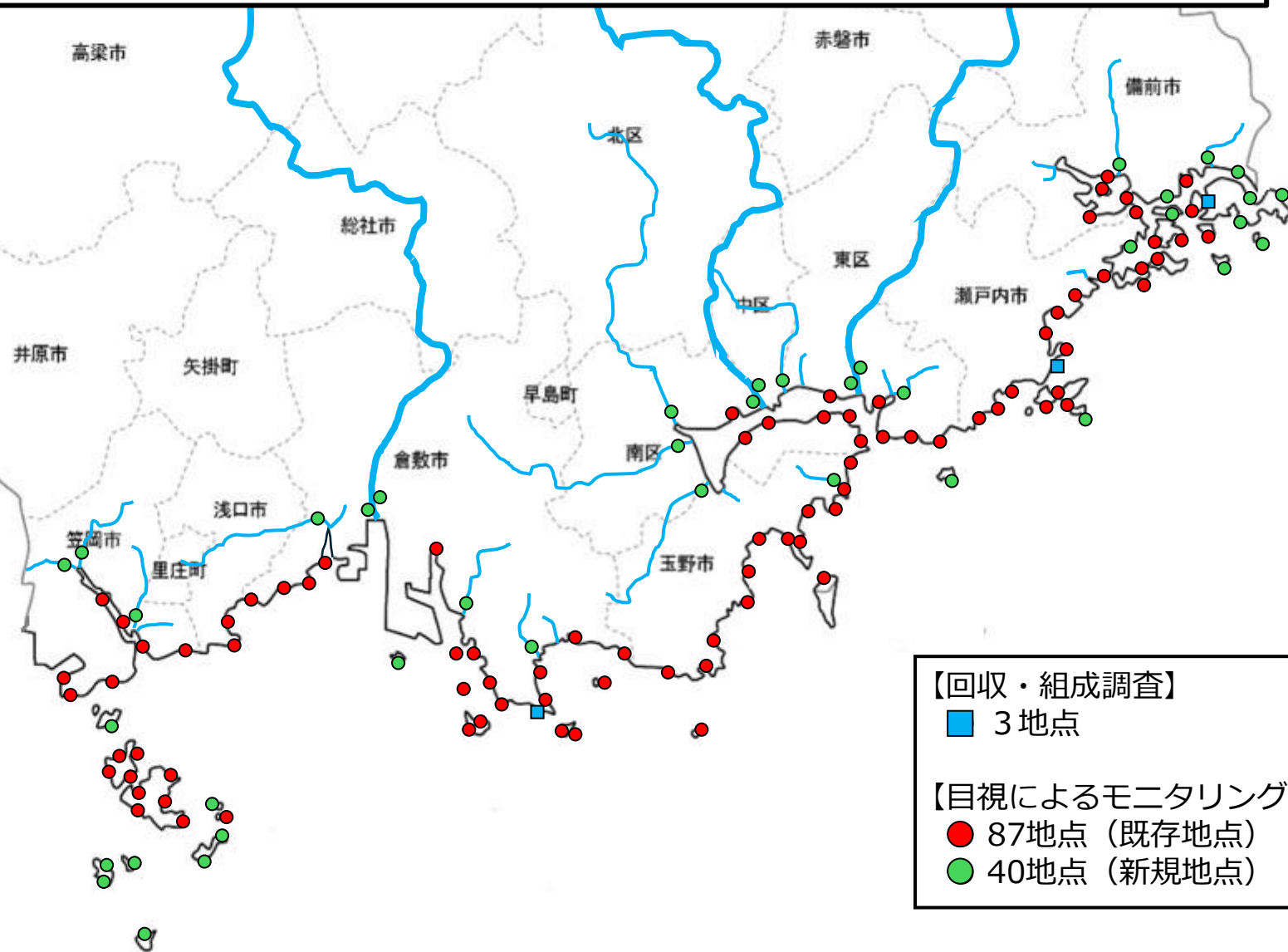
(2) 業務実施計画書の作成

受託者は、調査を開始する前に事業実施計画書を作成し、県に提出すること。

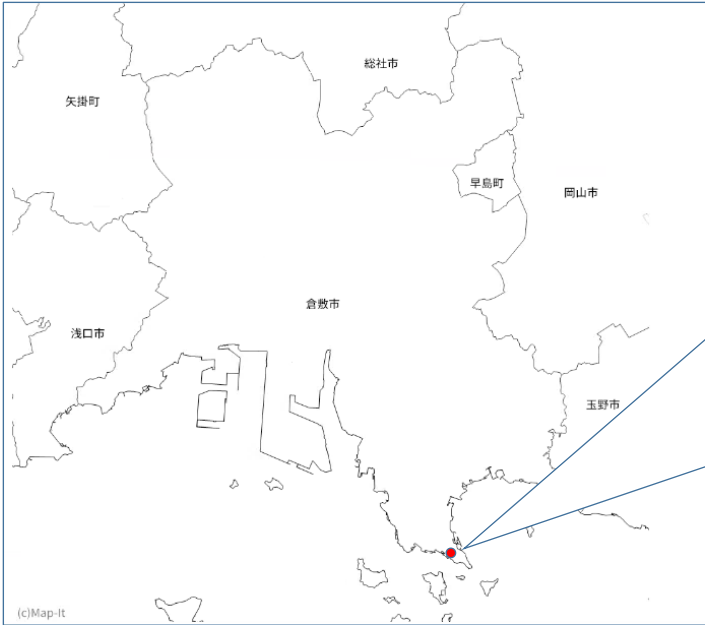
(3) 疑義等の解決

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と協議の上、定めることとする。

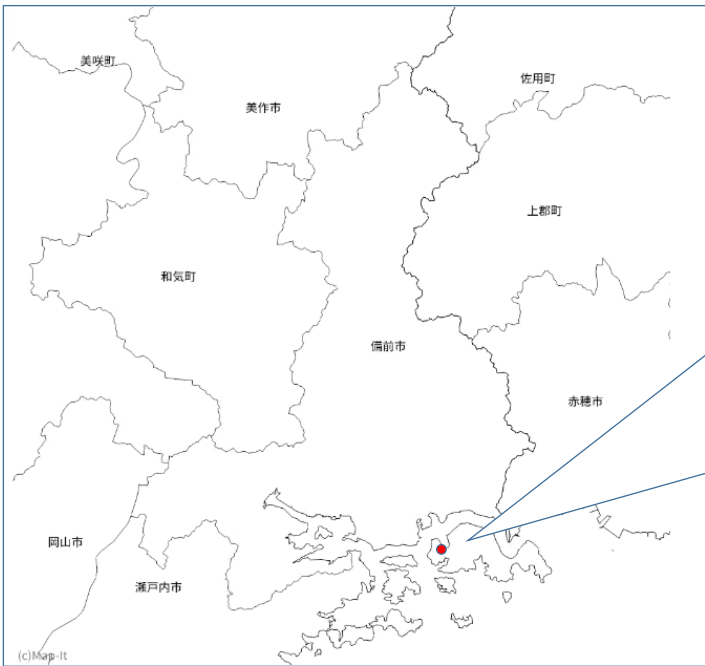
令和8年度漂着ごみ実態調査地点



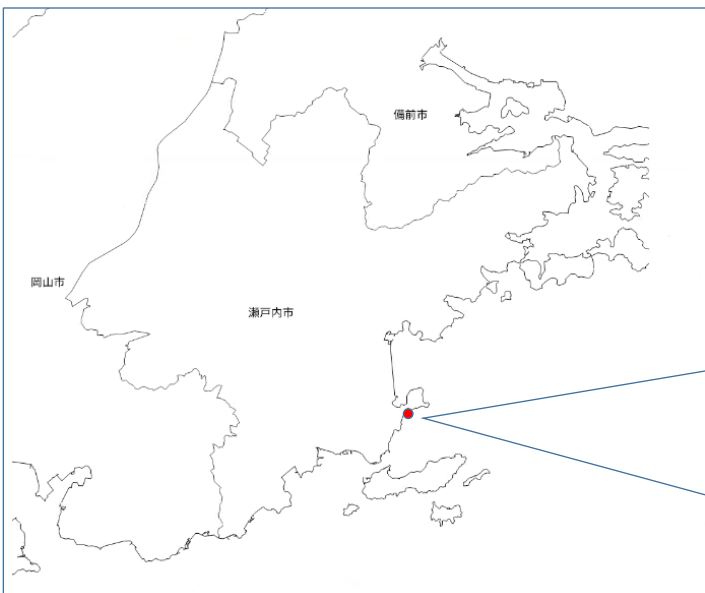
○調査地点（赤字の海岸線）



・倉敷市下津井田浦



・備前市日生町鹿久居島



・瀬戸内市牛窓町牛窓